

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				アルゼンチン	○	○	○	サウジアラビア	○	○	○
日本	⑦	○	○	欧州				南アフリカ	○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体			
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○	
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○	
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○	
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
香港		○	○	オランダ		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○	
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関			
米州				ベルギー			○	国際決済銀行 (BIS)		○	
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行 (ECB)		○	○
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金 (IMF)		○	
ブラジル	○	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○		世界銀行 (WB)		○	
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ				経済協力開発機構 (OECD)		○	

(※1) G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、G7を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されており、幅広い政策課題について議論が行われているが、金融規制関係は引き続き主要議題の1つとされている。

II 主な議論

2018年11月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催されたG20サミットにおいては、金融規制・金融技術革新（暗号資産含む）・金融包摂に関して以下の事項が合意された。

① 金融規制

合意された国際基準に基づく、開かれた、強じんな金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の課題の完全、適時かつ統合的な実施及び最終化、及びそれらの影響の評価に引き続きコミットしている。我々は、金融システムにおいて生じつつあるリスク及び脆弱性を引き続き監視し、必要に応じ対処するとともに、継続的な規制・監督上の協力を通じて分断に対処する。我々は、強じんなノンバンク金融仲介の実現に関する継続した進捗に期待する。

② 金融技術革新（暗号資産含む）

我々は、金融活動作業部会（FATF）基準に沿ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策のため、暗号資産を規制し、必要に応じて他の対応を検討する。

③ 金融包摂

我々は、国ごとの事情を考慮しつつ、デジタル金融サービスを促進するための自発的な政策提言を提供する「G20 金融包摂の政策ガイド」、及び金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I）の作業計画及び構造を合理化するプロセスを示した「金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I）ロードマップ」を支持する。

2019年6月に大阪（日本）で開催されたG20サミットにおいては、金融規制・金融技術革新（暗号資産含む）・金融包摂に関して以下の事項が合意された。

① 金融規制

合意された国際基準に基づく、開かれた、強じんな金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の完全、適時かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。我々は、FSBに対して、その影響を引き続き評価するよう求める。我々は、金融安定性に対する脆弱性と生じつつあるリスクについて、引き続き注視し、マクロ・プルーデンスの手段を含め、必要に応じ対処する。ノンバンク金融仲介が金融システムに歓迎される多様性を与える一方、我々は引き続き、関連する金融安定リスクを、適切に特定、注視、対処する。我々は、市場の分断についての取組を歓迎し、その意図せざる、悪影響に対して、規制・監督上の協力等により対処する。我々は、コルレス銀行関係の解消の原因及び結果について、引き続き監視し、対処する。サステナブル・ファイナンスの動員及び金融包摂の強化は、世界の成長にとって重要である。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性を歓迎する。

② 金融技術革新（暗号資産含む）

技術革新は、金融システム及びより広い経済に重要な便益をもたらし得る。暗号資産は、現時点でグローバル金融システムの安定に脅威をもたらしていないが、我々は、注意深く進展を監視するとともに、既存の及び生じつつあるリスクに警戒を続ける。我々は、FSBと他の基準設定主体による進行中の作業を歓迎するとともに、追加的な多国間での、必要に応じた対応にかかる助言を求める。我々は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策のため、最近改訂された、仮想資産や関連業者に対するFATF基準を適用するとのコミットメントを再確認する。我々は、FATFの解釈ノート及びガイダンスの採択を歓迎する。我々はまた、分散型金融技術のあり得る影響、及び当局が他のステークホルダーとどのように関与できるかについてのFSBの作業を歓迎する。我々は、サイバーの強じん性を高める努力を強化し続ける。

③ 金融包摂

高齢化を含む人口動態の変化は、全てのG20構成国に対して課題と機会をもたらす。こうした変化は、財政・金融政策、金融セクター政策、労働市場政策及びその他の構造政策にわたる政策行動を必要とする。高齢化社会における金融包摂を強化するため、我々は、「高齢化と金融包摂のためのG20 福岡ポリシー・プライオリティ」を承認する。

参考：G7

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの7ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として1986年に設立が合意された。同年9月に第1回G7首脳会合（サミット）が開催され、近年は年1回の首脳

会合（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

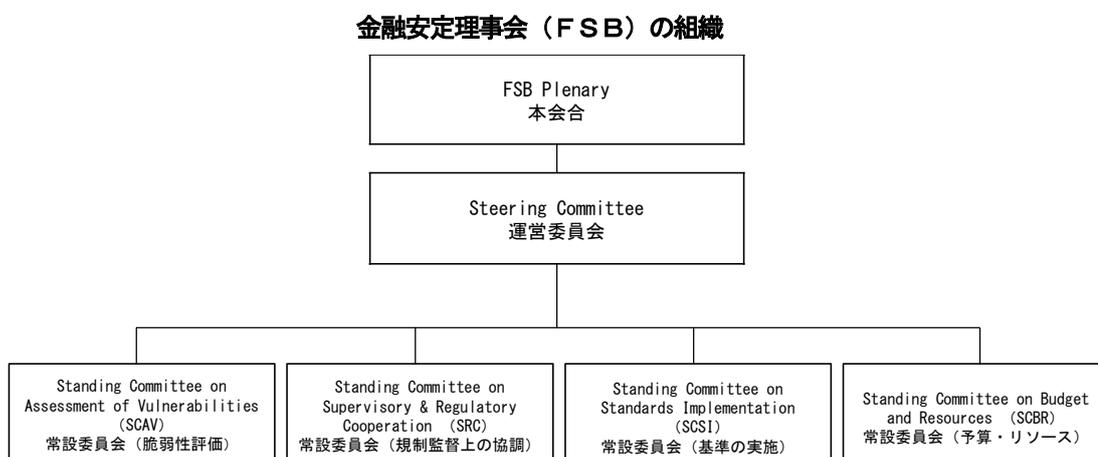
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（B I S）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 金融規制改革の影響評価

FSBは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2018年11月のG20サミットで、第4次年次報告書を公表。

加えて、FSBでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」を策定・公表。本枠組みに沿って、以下のような取組みが行われている。

- 2018年11月のG20サミットで、「店頭デリバティブについて中央清算を行うインセンティブ」を公表
- 2018年11月のG20サミットに向け、金融規制改革の金融仲介機能への影響を評価する観点から、「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表
- 2019年6月に「中小企業金融への規制の影響評価」の市中協議を開始
- 2019年より「Too-big-to-fail (T B T F) 問題への対処にかかる規制改革の影響評価」の作業を開始

2. 市場分断の回避

世界金融危機以降、G20は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定。FSBおよびIOSCOにG20から作業を委嘱するとともに、両フォーラムで担当議長・共同議長として日本が作業を主導し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において報告書⁶が歓迎された。

3. 技術革新

⁶ FSB Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

[暗号資産]

暗号資産のクロスボーダー取引に対応するためには、国際的な連携が必要との日本からの提案を受け、2019年4月、FSBが各国当局・国際機関の所掌及び窓口をリスト化した暗号資産当局者台帳を作成・公表した。

また、暗号資産にかかるこれまでの取組みとギャップについて、SRC及びSCAVで議論が行われ、報告書⁷がG20財務大臣・中央銀行総裁会議において歓迎された。

さらに、G20大阪サミットでは、暗号資産に関し、

- ・注意深く進展を監視すること、
 - ・生じつつあるリスクにも警戒を続けること、
 - ・FSB その他の基準設定主体に、必要な対応の助言を求めること
- を、首脳宣言において新たに合意した。

[分散型金融技術]

分散型台帳技術（DLT）やP2Pプラットフォームなどの分散型金融技術が広く普及していった場合に、金融安定性や規制、ガバナンスにどのような影響が生じるかについて、FIN（Financial Innovation Network）の下に分散型金融技術に係るワークストリームを設置して議論が行われ、報告書⁸がG20財務大臣・中央銀行総裁会議において歓迎された。

4. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG: Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

また、ReSG傘下のクロスボーダー危機管理グループ（CBCM: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部TLAC要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。また、2018年6月、バイルイン実行に関するプリンシプル及び、実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素が公表された。なお、保険会社やFMIについても、ReSGの傘下部会であるiCBCMやfmCBCMにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

⁷ Crypto-assets: Work underway, regulatory approaches and potential gaps
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P310519.pdf>)

⁸ Decentralised financial technologies
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060619.pdf>)

5. 金利指標改革

LIBOR等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にIOSCOより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にFSB報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、TIBOR・LIBOR・EURIBORの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）を進めるとともに、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が提言された。

上記の報告書を踏まえ、TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が、2014年12月以降3回の市中協議を経て、2017年2月、改革案を最終化し、同年7月24日、改革を実施した。同改革においては、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化した。

また、2019年5月、全銀協TIBOR運営機関が日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に向け、第1回市中協議を実施しその結果を公表するなど、TIBORの信頼性・透明性の更なる向上に向けた取組みが進展している。

リスク・フリー・レートについては、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レート（TONA）が特定された。また、2018年4月、TONAの利用拡大に向けて、同勉強会により、TONAを原資産とする日本円OIS（Overnight Index Swap）の活用事例集が公表された。

LIBORが2021年末以降に公表停止される可能性に備え、リスク・フリー・レートをはじめとする各種代替指標の特定・構築と、当該指標への移行に向けた対応が国際的に加速している。本邦においても、2018年8月には「日本円金利指標に関する検討委員会」が立ち上がり、他の主要通貨の検討状況にも留意しつつ、円LIBORを参照する貸出や債券等の金融商品について、日本円金利指標の適切な選択と利用に向けた検討を進め、2019年6月には市中協議が開始された。

こうした内外の動きを踏まえ、本邦市場における取引慣行・目的に照らした適切な円金利指標の選択が可能となるよう、環境整備に努めている。

6. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、報酬に係るワーキ

ング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減に取り組むこととし、定期的に進捗報告されている。

CMCGでは、ミスコンダクトと報酬の関連についてストックテイク等が行われてきた。2018年11月にミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールに関する各国の報告枠組みを統合的にするため「ミスコンダクトに対処するための報酬ツールの使用に関する監督当局のデータ収集に関する勧告」が公表された。

7. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2018年末まで（2019年1月から）の実施が求められている。

本邦では、現金担保の再投資規制等に関する提言について、2019年7月より各国に先駆けて適用を開始するところ。また、レポ・証券貸借取引のデータ収集と集計に関しても、2019年1月より日本銀行と協働のもと開始している。

なお、2018年5月の香港会合にて、担当作業部会を再始動させた上で、提言実施の遅延状況を調査した結果、2015年に最終化された上記提言について、各国による実施が遅延していることや、とくにレポ取引の最低ヘアカット規制について「銀行-ノンバンク間取引」への適用がバーゼルⅢの実施延期（2022年から）に伴い遅れる状況を鑑み、実施スケジュールの見直しを行うこととなった。

8. 気候変動が金融に与える影響

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。

その後、TCFDは、企業によるTCFD提言に基づく開示状況をとりまとめた報告書を、2018年9月及び2019年6月に公表した。

9. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全

FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2019年4月に「銀行の破綻処理計画に関するピアレビュー」が公表され、2019年5月に「取引主体識別子の導入に関するピアレビュー」が公表された。

10. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ(CBCG: Correspondent Banking Coordination Group)を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を進めている。2019年6月には、各国の取組みに係る第6回進捗報告書が公表された。

また、各国銀行のコルレス銀行業務からの撤退が、送金業者の銀行アクセスを困難にしているとの問題意識から、FSBは、2018年3月に報告書「送金業者の銀行アクセスに関するストックテイク」を公表し、19の提言を示した。2019年6月には、この提言に対する各国の取組みに係る進捗状況報告書を公表し、G20に提出した。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において原則年3回開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有しているが、BISとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

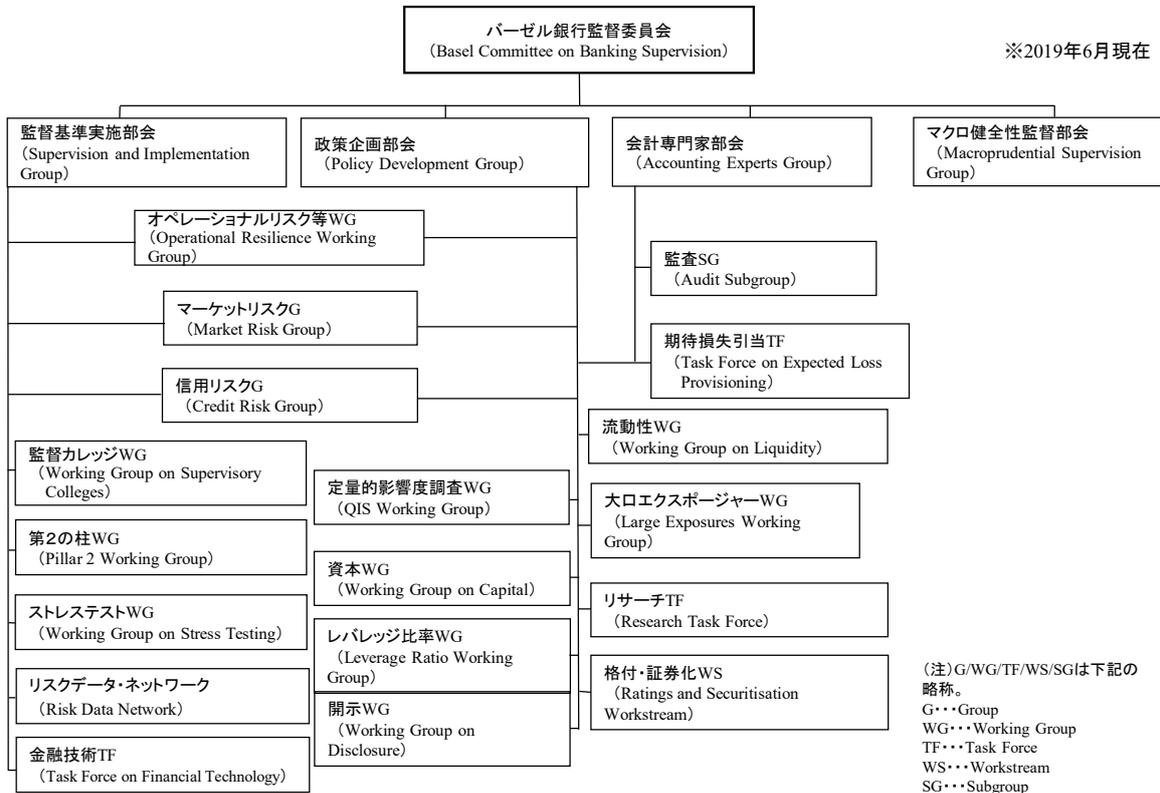
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各

国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の憲章（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。こうした規制改革の一環として、2017年12月、バーゼルⅢが最終化され、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直しが完了した。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

1. 信用リスクの見直し

（1）標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、様々な国や規模の金融機関に利用される信用リスクに関す

る標準的手法について、規制の簡素さを維持しつつも、外部格付や担保水準に応じてよりきめ細かなリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる見直しを行った。なお、当該見直しは、全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

(2) 内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが(内部モデル手法)、その結果にはばらつきが見られる。バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく見直しを行った。具体的には、モデル化になじまない資産に対する内部モデルの利用を制限すると同時に、引き続き内部モデルを利用できる場合でも、リスクパラメータ(インプット)に対する下限(フロア)を修正する等の見直しを行った。

2. 信用評価調整(CVA)リスクの計測手法の見直し

2010年に公表されたバーゼルⅢにおいて、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる、信用評価調整(CVA:credit valuation adjustment)の時価変動リスクに対する資本賦課が導入された。

バーゼルⅢの最終化に際して、CVAリスクの計測について、各金融機関のデリバティブ取引の規模・特性等をふまえた2つの計測手法および1つの簡便法が用意された。

3. オペレーショナル・リスクの計測手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、内部モデル手法である先進的計測手法(AMA)及び従来の標準的手法である基礎的手法(BIA)・粗利益配分手法(TSA)に代えて、銀行のビジネス規模指標をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法(SMA)に一本化した。

4. 資本フロアの導入

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定のフロア(72.5%)を設定した。新たなフロアは、2022年から2027年の5年間で段階的に導入される予定。また、フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を25%とする移行措置が各国裁量で導入可とされている(2027年に終了)。

5. レバレッジ比率規制の見直し

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は 2015 年 1 月から開始）。

バーゼルⅢの最終化に際して、G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せが求められることとなったほか、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金のレバレッジ・エクスポージャーの定義の見直し等が行われた。

（マーケット・リスク規制の抜本的な見直し）

2016 年 1 月、バーゼル委員会は、金融危機を踏まえた規制改革の一環として、バーゼルⅢにおけるマーケット・リスク規制の規則文書（「マーケット・リスクの最低所要自己資本」）を公表。

2017 年 12 月、金融機関が、規則文書で示された内容を実施していくために必要なシステム・インフラの開発を行う時間と、バーゼル委員会が規則文書に係る特定の課題に対応するための時間を確保するため、規制の実施時期を 2019 年 1 月から 2022 年 1 月に延期。

2018 年 3 月に開始した市中協議の結果を踏まえた最終文書が 2019 年 1 月の GHOS 会合に提出され、承認された。

（ソブリンリスクの取扱い）

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier 1）の 25%（G-SIBs 間取引は 15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張していた。

こうした議論を踏まえ、2015 年 1 月の GHOS 会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとされていたところ、2017 年 12 月、バーゼル委員会は、現行の規制上の取扱いを変更するコンセンサスが形成されなかったため、検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定した。併せて、これまでの検討において提起された潜在的な考え方（アイデア）を紹介したディスカッションペーパーを公表した。

2018年11月に開催されたバーゼル委員会において、ディスカッションペーパーに市中から寄せられたコメントを確認した。

(システム上重要な銀行に対する対応)

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions)への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された(2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表)。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている(資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施)。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表され、2018年7月に最終化された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的開催されており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて226機関（2019年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2017年5月にモンテゴベイ（ジャマイカ）、2018年5月にブダペスト（ハンガリー）、2019年5月にシドニー（オーストラリア）で開催された。次回は、2020年にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに

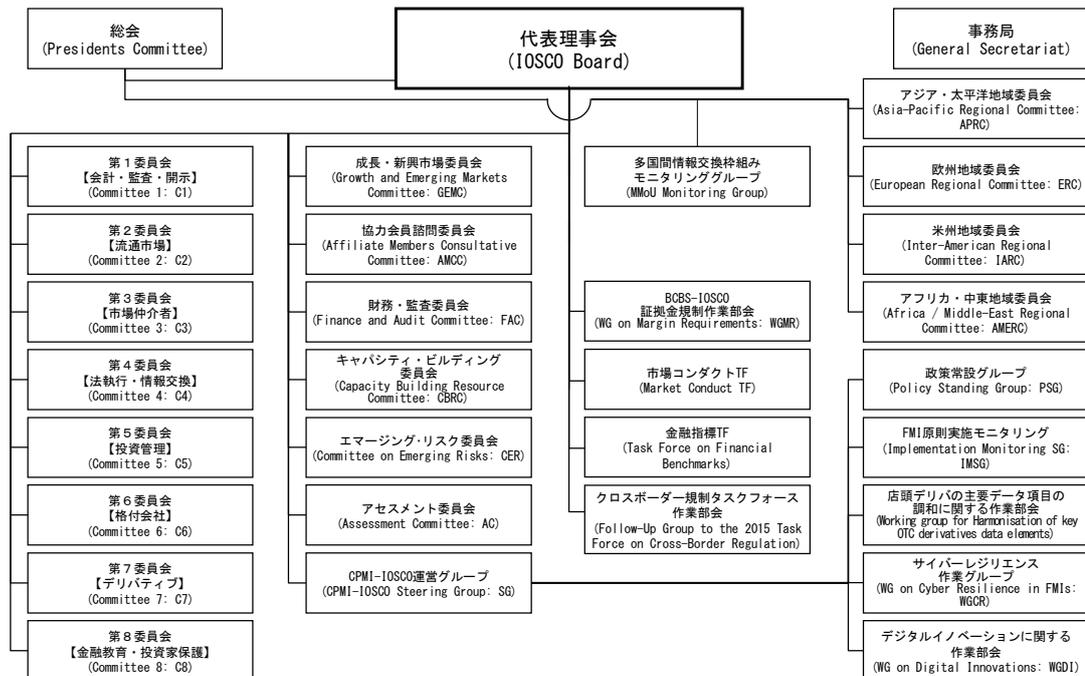
署名)。

II 組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) 組織図

(2019年6月現在)



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会 (SFC) のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局 (FSMA) のセルベール委員長と、アラブ首長国連邦証券・金融商品機構 (SCA) のザビCEOの2名が務めている。いずれの任期も、2020年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回開催されている。APRCは31当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官が前議長 (氷見野金融国際審議官) を引き継ぐ形で議長に就任した (任期2年)。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善 (IOSCO・MMoUの推進) に取り組んでおり、G20サミットのマンデートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準 (ISA) 等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee1の議長を務めている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2018年8月には、「取引施設における過度な価格変動の管理と取引秩序の維持に向けたメカニズム」と題する最終報告書、2019年5月には、「暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る重要な考慮事項」と題する市中協議

文書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2018年9月には、「OTC レバレッジ商品に係るリテール投資家保護のための政策手段」と題する最終報告書及び「株式による資金調達過程における利益相反及びコンダクトリスクに関するガイダンス」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、ITの発展等を踏まえた法執行面での課題や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMoU及び強化されたMMoU (Enhanced MMOU: EMMoU) の審査グループ (SG) において、MMoU及びEMMoU署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2018年11月には、「投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに関する提案」と題する市中協議文書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催され、2018年10月、そのオープニングセレモニーが2年連続で東京で開催された。また、2019年4月には「行動インサイトの投資者保護への活用に関する報告書」と題する最終報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会（CER）

エマージング・リスク委員会（CER）は、エマージング・リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムック・リスクの発見や監視等を行うための手法等について検討している。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2019年6月末現在、123の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2019年6月末現在、11の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則。以下「GDPR」）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMMoUモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官が務めている（任期2年）。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明：ICOs（Initial Coin Offerings）に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。また、同年5月代表理事会において、IOSCOメンバーサイト上で情報共有を行う枠組みの設置が提案され、現在、検討が進行中。

15. サステナブル・ファイナンスに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年5月の代表理事会において、サステナブル・ファイナンスに関する取組みについてIOSCOメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。

2018年10月に、各国の情報や知見の共有を目的として、サステナブル・ファイナンスネットワークの設置を正式に決定し、各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施している。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019年6月に、FSBおよびIOSCO各々からG20財務大臣中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられている。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。さらに、デリバティブの中央清算促進のインセンティブに対して、金融危機後の各種規制改革がもたらす影響を評価するため、FSB、BCBS、CPMI、IOSCOの下でDerivatives Assessment Teamが組成され、2018年11月のG20サミットに作業結果が報告された。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI: Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にCCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2019年6月にCCPにおける参加者破たん時のデフォルト処理オークションに関する市中協議文書が公表された。

(2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

FMI原則の各国実施を促進するため、FMI原則28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2019年1月と5月には、スイス（PS、CCP、CSD/SSS、TR）および米国（PS、CSD/SSS）に関するレベル2評価報告書を公表している。

(3) 店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ (HG)

2014年9月、FSBより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関（TR）へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①UTI（固有取引識別子）及びUPI（固有商品識別子）の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、CPMI-IOSCOは当該作業部会を2014年11月に立ち上げ、(1)UTI、(2)UPIについて技術ガイダンスの策定作業及び(3)その他重要データ項目（CDE: Critical Data Elements）について技術ガイダンスとガバナンス（実施を効果的に行うための体制や役割等）の策定作業を進めてきた。

これまでに、UTI・UPI・CDEの技術ガイダンスに関する作業が終了し、それらの最終文書が各々2017年2月、同年9月、2018年4月に公表された。現在はCDEのガバナンスに関する議論が進行中である。

なお本作業部会は、2019年6月でのマンダートの終了に伴い、CDEガバナンス文書公表後、後述のFSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（GUUG）に統合され、識別子全体の運営を行う予定。

2. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（GUUG）

当該作業グループ（GUUG）は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・UPI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの傘下へ設置された。2018年1月にUTIガバナンスの最終文書が公表され、現在はUPIガバナンスに関する作業を行っている。上述のCDEガバナンス報告書公表後は、識別子全体の運営を行う予定。

3. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプロGRESSレポートを公表している。

直近では第13次報告書及び取引報告における法的障害への対応に関する報告書を2018年11月に公表した。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第1次）及び2013年2月（第2次）の2度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. その他

（1）清算集中に係る相互依存性分析グループ（SGCCI）

FSB SRC、FSB ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOが策定したCCPに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。世界26の主要CCPからデータを収集し、CCPと清算参加者等との間の相互依存性について分析を行い、2017年7月に第1回報告書、2018年8月に第2回報告書を公表した。

（2）取引主体識別子（LEI）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会（ROC）が発足。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。なお、FSBは、2019年5月に、LEIの導入に関する

るピアレビュー報告書を公表し、更なるL E I 利用に向けた提案を行っている。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

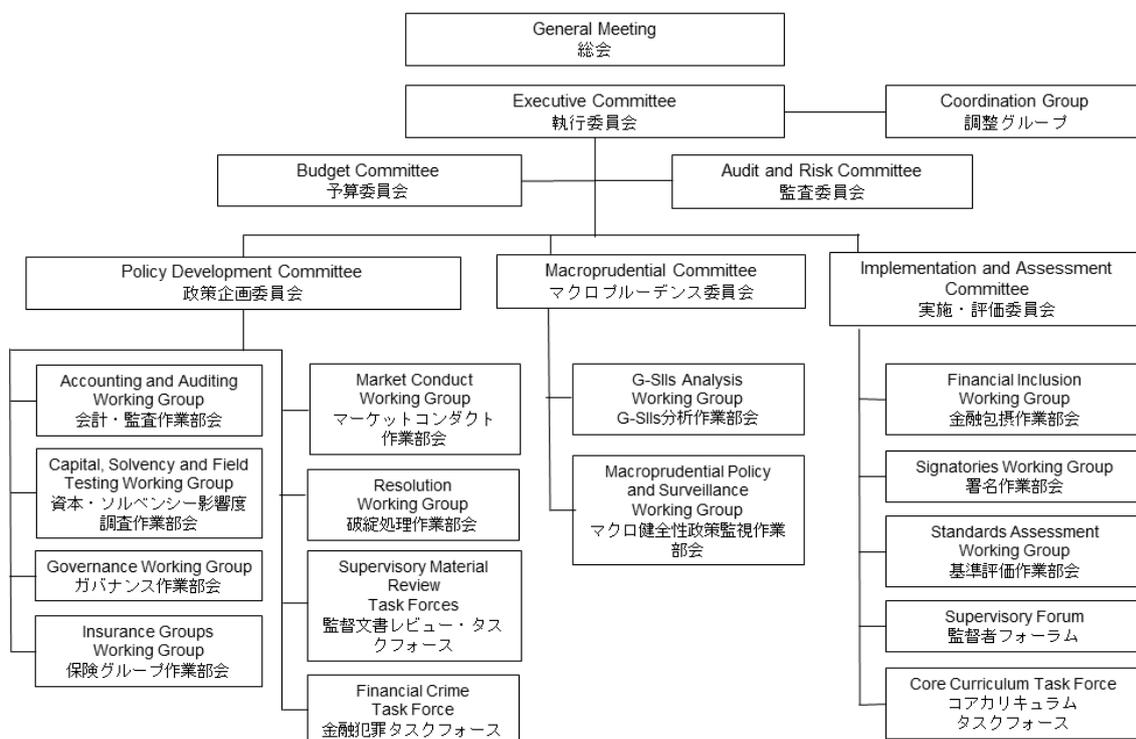
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：

7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の太田国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤ一副会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

4. マクロ・プルーデンス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロ・プルーデンス委員会の下には、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs: Global Systemically Important Insurers）の選定に係る分析作業、グローバルな保険市場に関する報告書の作成を行う作業部会が設置されている。

5. その他の委員会等

各国における監督基準の実施、実施状況の評価に関する議論を行う実施・評価委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. IAIGsの監督のための共通枠組み（ComFrame）の検討

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ（IAIGs）」の監督のための共通枠組み（ComFrame: Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）を検討しており、2014年にドラフト版を公表している^(※)。2017年以降、ComFrameを保険基本原則（ICP: Insurance Core Principles）に統合しつつ、アップデートする作業が行われており、2019年11月の年次総会で最終版が採択される見込みとなっている。

(※) IAIGsを判断するベンチマークとして、「3以上の法域において保険料収入があるかつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基

準が示されている。

2. I A I G sに適用される「国際資本基準」(ICS)の検討

I A I Sは2013年よりI A I G sに適用する国際資本基準(ICS: Insurance Capital Standard)の検討を開始しており、2017年7月にはICS Version 1.0(拡大フィールドテストのための国際資本基準)、2018年7月にICS Version 2.0(監督に用いる基準としての国際資本基準)に関する市中協議文書を公表した。I A I Sは、2019年11月の年次総会で同基準を最終化させ、2020年から5年間をモニタリング期間と位置付けて、監督カレッジ等の場で利用する予定である。

3. システミック・リスクへの対応

FSB及びI A I Sは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社(G-S I I s)の選定手法及び政策措置を公表し、G-S I I sのリストを公表してきた(これまで日本社がリストに含まれたことはない)。一方、I A I Sは、2018年11月、市中協議文書(「保険セクターのシステミック・リスクに対する包括的枠組み」)を公表し、保険会社の「活動」に着目したシステミック・リスク評価手法(ABA: Activity-Based Approach)を踏まえて、保険分野におけるシステミック・リスクへの対処のあり方を見直す方針を示している。I A I Sは、2019年11月の年次総会で「包括的枠組み」を最終化させる予定である。

参考：アジア保険監督者フォーラム(AFIR)

アジア保険監督者フォーラム(AFIR: Asian Forum of Insurance Regulators)は、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。

金融庁はAFIRの発足以来参画しており、近年では2018年6月の年次総会(於:香港)、2019年5月の年次総会(於:マカオ)にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に現在39か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。日本に対する相互審査は2019年10月から11月に行われ、2020年6月のFATF全体会合で審査結果が採択される予定である。

第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査されることとなる。

現在、金融庁内の体制を整え、民間金融機関等における取組みを促すなど、第4次相互審査への対応を進めているところである。

II 主な議論

FATFは、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても、各国の経験を踏まえて議論を行っている。

2018年10月、FATFは勧告を改定し、暗号（仮想通貨）資産を扱う事業者（暗号資産交換業者、ウォレット業者等）が、FATF勧告の対象に含まれることを明確化。具体的には、暗号資産を扱う事業者について、①これらをAML/CFT目的で規制し、②登録制又は免許制とし、③FATF勧告上の義務を遵守させることが必要とされた。FATFはさらに、同勧告の適用に際してAML/CFT等の具体的な義務を明確化するため、FATF勧告の解釈ノートを作成し、同年6月のFATF全体会合にて合意・採択し、G20サミットに報告された。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を神田真人 財務省主計局次長 兼 金融庁総合政策局が務めている。

（2）主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20サミットに提出され、「G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国の一つとして参加、2018年11月に報告書が公表された。

また、2019年6月にG20財務大臣・中央銀行総裁会合の開催に合わせ、OECD

Dとの共催で、コーポレート・ガバナンスに関するセミナーを実施した。セミナーでは、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則について各国・国際機関による取組みを共有した後、パッシブ投資の増加やIPOの減少、新興国の台頭といった市場の構造変化にどのように対応するか議論し、国際的なコーポレート・ガバナンスの分野での議論を主導した。

2. 保険・私的年金委員会（IPPC）

（1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、当庁の河合美宏参与（東大客員教授、京大特命教授）が同委員会の議長を務めている。

（2）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、FinTechやAI、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京で開催された（当庁、OECD、アジア開発銀行研究所（ADB I）による共催）。第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催され、高齢化社会における私的年金の役割、アジアにおける自然災害リスクと保険、新興国における再保険の役割等について議論が行われた。

II 国際通貨基金（IMF）

1. 金融部門評価プログラム（FSAP）

金融部門評価プログラム（F S A P : Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第3回対日審査が行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て2017年7月に公表された。2018年対日4条協議報告書において、第3回F S A P報告書の勧告のフォローアップが実施された。なお、日本の第1回F S A P報告書は2003年、第2回は2012年に公表されている。

（※1）2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきF S A Pを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※2）第3回F S A P報告書の主な内容

問題意識

金融機関は、低成長と低金利、及びその根底にある少子高齢化から来る逆風に直面。多くの金融機関及び生命保険会社は、国内での投資・与信が伸び悩み、収益確保のためにリスクを十分に理解していない海外証券投資・不動産投資といった新たな分野の業務を拡大している。こうした金融機関の直面する新たな課題に対応するためには金融監督の更なる深化・進展が必要。

主な提言

- ① 金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化
 - リスク・ベースの健全性監督の体制整備
 - 銀行・保険業界におけるコーポレート・ガバナンスの強化
 - 各銀行のリスク特性をより反映した資本水準を銀行に求めること
 - 保険業界に経済価値に基づいた健全性の評価制度を導入していくための取り組みを進めること
- ② マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響について金融機関と深度ある対話を行うこと、及び金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合に迅速な対応を行うこと
 - 金融機関における手数料サービス等への移行の検討の推奨
 - 地域金融機関の統合の有効性の指摘
- ③ 危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化

Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など24カ国のメンバーの他、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Lucie Tedesco氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

FinCoNetの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論。）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論。）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC3、SC4及びSC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向け公表。今後、コンテンツをアップデート予定。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイデイローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対応。2017年11月に各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を、2019年2月に監督上のガイドラインを公表した。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対応。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2018年1月に公表した。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてまとめた報告書を2018年11月に公表した
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	2018年3月に初会合を開催。金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、調査・議論を実施。
第6常設委員会（SC6）	豪（議長）、	2018年3月に初会合を開催。金融機関に対して、顧客本位な金

顧客本意の金融商品、サービス等の提供	日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、調査・議論を実施。
--------------------	---------------------	--